

○国土交通省告示第百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十七日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道169号改築工事（奥漕道路（Ⅱ期）・和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地、字桃原、字阪本及び字小向イ並びに熊野川町九重字大平、字新田、字大田和及び字相須阪地内
奈良県吉野郡十津川村大字竹筒地内
- 2 使用の部分 和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地、字桃原、字阪本及び字小向イ並びに熊野川町九重字大平、字新田、字大田和及び字相須阪地内
奈良県吉野郡十津川村大字竹筒地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県新宮市熊野川町玉置口字上ミ地地内から同市熊野川町九重字相須阪地内までの延長5.2kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道169号改築工事（奥漕道路（Ⅱ期））及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道169号改築工事（奥漕道路（Ⅱ期）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道169号（以下「本路線」という。）は、奈良市を起点とし、天理市、熊野市等を経て、新宮市に至る延長約184kmの幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、新宮市と吉野郡十津川村との間の山地を縦貫しており、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が多数存在するほか、自然災害等による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年8月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。ニホンカモシカについては、周辺には同様の生息環境が幅広く存在することなどから影響は小さいとされている。クマタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、周辺には同様の生息環境が幅広く存在

することなどから影響は小さいとされているが、クマタカ等その他の猛禽類については繁殖状況を確認するため、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。ニホンウナギについては、周辺には同様の生息環境が幅広く存在することなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコウヤカンアオイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオクタマシダ、カワゼンゴ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、東側ルート案（以下「申請案」という。）及び西側ルート案の2案について検討が行われている。申請案と西側ルート案とを比較すると、申請案は取得必要面積は多いものの、支障物件が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在し、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通

の確保を図る必要があると認められる。

また、和歌山県知事を会長とする国道169号直轄工事促進委員会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県新宮市役所及び奈良県吉野郡十津川村役場